

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：海技教育機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	日本船主責任相互保険組合 東京都中央区日本橋人形町2-15-14	船主責任保険	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成18年4月1日	4,187,917	随意契約	当該保険は船舶の所有者又は賃借人がその所有し又は賃借した船舶の運航に伴って生ずる自己の責任及び費用に関する相互保険であるため、当機構も当該保険組合の組合員となっており、競争を許さないため随意契約とした。(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
2	日本船主責任相互保険組合 東京都中央区日本橋人形町2-15-14	船主責任保険 <特別カバー>	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成18年4月1日	3,979,440	随意契約	当該保険は船舶の所有者又は賃借人がその所有し又は賃借した船舶の運航に伴って生ずる自己の責任及び費用に関する相互保険であるため、当機構も当該保険組合の組合員となっており、競争を許さないため随意契約とした。(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
3	NTTデータソリューション(株) 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	会計システム運用支援	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成18年4月3日	3,471,195	随意契約	契約相手方には、契約の対象であるシステムの構造、機能を十分に理解し、システムが安定的に稼働でき、かつ、迅速に対応できる技術能力等を有することができることが要件として求められる。本要件を満たすことができるものはシステムを製作した当該事業者が最も適当であり、他の者に履行させることは困難であるため(会計規程第38条第1項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
4	(株)レバスト 東京都中央区銀座7-13-8	給食業務委託費(清水)	国立清水海上技術短期大学校長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成18年4月3日	2,658,600	随意契約	全寮制度である教育機関における朝・昼・夕食が供食できる給食業務について、豊富な実績を有する業者であり、委託業者を変更した場合、経営理念・業務手順・職員配置などの違いから設備改修や備品の追加購入、生徒食費の変更などを余儀なくされることである。以上の状況を踏まえ、前年度実績のある業者に委託することが本校が必要とする業務を確実に遂行できるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		
5	(株)メフォスメイト西日本 大阪府大阪市中央区南船場2-4-1	給食業務委託(波方)	国立波方海上技術短期大学校長 愛媛県今治市波方町波方甲1634-1	平成18年4月3日	1,995,000	随意契約	全寮制度である教育機関における朝・昼・夕食が供食できる給食業務について、豊富な実績を有する業者であり、委託業者を変更した場合、経営理念・業務手順・職員配置などの違いから設備改修や備品の追加購入、生徒食費の変更などを余儀なくされることである。以上の状況を踏まえ、前年度実績のある業者に委託することが本校が必要とする業務を確実に遂行できるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		
6	(株)総合給食たけや 長崎県長崎市岩川7-13	給食業務委託(口之津)	国立口之津海上技術学校校長 長崎県南島原市口之津町丁5782	平成18年4月3日	2,845,500	随意契約	再度の入札をしても落札者がいなかったため(契約事務取扱細則第26条第2項)	その他	競争入札に移行(20年度から)		
7	(株)ベルキャリアール 静岡県静岡市清水区相生町5-1	労働者派遣契約(本部)	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成18年4月3日	1,485,960	随意契約	前年度からの継続性を考慮した的確な事務処理能力及びその信頼性がきわめて重要であり、他の者に履行させることは不利であり、前年度契約した当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		単価契約 時簡単価1,450円
8	(株)ベルキャリアール 静岡県静岡市清水区相生町5-1	労働者派遣契約(本部)	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成18年4月3日	1,383,480	随意契約	前年度からの継続性を考慮した的確な事務処理能力及びその信頼性がきわめて重要であり、他の者に履行させることは不利であり、前年度契約した当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		単価契約 時簡単価1,350円
9	(株)ベルキャリアール 静岡県静岡市清水区相生町5-1	労働者派遣契約(清水)	国立清水海上技術短期大学校長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成18年4月3日	1,470,000	随意契約	前年度からの継続性を考慮した的確な事務処理能力及びその信頼性がきわめて重要であり、他の者に履行させることは不利であり、前年度契約した当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		単価契約 時簡単価1,400円
10	(株)ヤマス 千葉県館山市長須賀9	労働者派遣契約(館山)	国立館山海上技術学校校長 千葉県館山市大賀無番地	平成18年4月3日	1,458,240	随意契約	前年度からの継続性を考慮した的確な事務処理能力及びその信頼性がきわめて重要であり、他の者に履行させることは不利であり、前年度契約した当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		単価契約 時簡単価1,400円
11	(有)雇用開発 岩手県宮古市神林8-28	労働者派遣契約(宮古)	国立宮古海上技術学校校長 岩手県宮古市磯崎2-5-10	平成18年4月3日	1,102,500	随意契約	前年度からの継続性を考慮した的確な事務処理能力及びその信頼性がきわめて重要であり、他の者に履行させることは不利であり、前年度契約した当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		単価契約 時簡単価1,050円
12	兵庫リコ(株) 兵庫県西宮市城ヶ堀1-39	ネットワーク保守サービス及び監視サービス	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12-24	平成18年4月3日	1,088,640	随意契約	既存のネットワークを構築した事業者との契約であり、ネットワークシステムの構成を熟知し適切な保守サービスを提供できる当該事業者との契約が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		
13	兵庫リコ(株) 兵庫県西宮市城ヶ堀1-39	海技大学ホームページ保守契約	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12-24	平成18年4月3日	1,134,000	随意契約	既存のホームページを構築した事業者との契約であり、ホームページの構成を熟知し適切な保守サービスを提供できる当該事業者との契約が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		
14	(株)波方造船所 愛媛県今治市波方町波方甲2621	汽船「くるしま」中間検査受検及びその他工事	国立波方海上技術短期大学校長 愛媛県今治市波方町波方甲1634-1	平成18年7月12日	5,712,000	随意契約	再度の入札をしても落札者がいなかったため(契約事務取扱細則第26条第2項)	その他	競争入札に移行(20年度から)		
15	島原ドック協業組合 長崎県島原市湊町5-2	練習船「口洋丸」中間検査受検及び修繕工事	国立口之津海上技術学校校長 長崎県南島原市口之津町丁5782	平成18年7月19日	7,192,500	随意契約	再度の入札をしても落札者がいなかったため(契約事務取扱細則第26条第2項)	その他	競争入札に移行(20年度から)		
16	呼子ドック協業組合 佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦2039-11	練習船「あさかぜ」中間検査及び修繕工事	国立唐津海上技術学校校長 佐賀県唐津市東大島町13-5	平成18年7月24日	3,494,085	随意契約	再度の入札をしても落札者がいなかったため(契約事務取扱細則第26条第2項)	その他	競争入札に移行(20年度から)		
17	(株)ベルキャリアール 静岡県静岡市清水区相生町5-1	労働者派遣契約(本部)	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成18年9月22日	1,461,600	随意契約	前期からの継続性を考慮した的確な事務処理能力及びその信頼性がきわめて重要であり、他の者に履行させることは不利であり、前年度契約した当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		単価契約 時簡単価1,450円
18	(株)ベルキャリアール 静岡県静岡市清水区相生町5-1	労働者派遣契約(本部)	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成18年9月22日	1,360,800	随意契約	前期からの継続性を考慮した的確な事務処理能力及びその信頼性がきわめて重要であり、他の者に履行させることは不利であり、前年度契約した当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)		単価契約 時簡単価1,350円

19	(株)ヤマス 千葉県館山市長須賀9	労働者派遣契約(館山)	国立館山海上技術学校 長 千葉県館山市大賀無番 地	平成18年9月29日	1,411,200	随意 契約	前期からの継続性を考慮した的確な事務処理能力及びその信頼性がきわめて重要であり、他の者に履行させることは不利であり、前年度契約した当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直の余地あり	競争入札に移行(20年度から)		単価契約 時簡単価1,400円
20	(株)ベルキャリアール 静岡県静岡市清水区 相生町5-1	労働者派遣契約(清水)	国立清水海上技術短期 大学校長 静岡県静岡市清水区折 戸3-18-1	平成18年10月2日	1,310,400	随意 契約	前期からの継続性を考慮した的確な事務処理能力及びその信頼性がきわめて重要であり、他の者に履行させることは不利であり、前年度契約した当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直の余地あり	競争入札に移行(20年度から)		単価契約 時簡単価1,300円
21	(有)雇用開発 岩手県宮古市神林8- 28	労働者派遣契約(宮古)	国立宮古海上技術学校 長 岩手県宮古市磯鶏2-5 -10	平成18年10月2日	1,058,400	随意 契約	前期からの継続性を考慮した的確な事務処理能力及びその信頼性がきわめて重要であり、他の者に履行させることは不利であり、前年度契約した当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第3号)	見直の余地あり	競争入札に移行(20年度から)		単価契約 時簡単価1,050円
22	あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸 町1-2	会計監査契約	独立行政法人海技教育 機構 理事長 静岡県静岡市清水区折 戸3-18-1	平成18年10月24日	7,665,000	随意 契約	独立行政法人通則法第40条の規定に基づき、平成18年10月19日付けで国土交通大臣が選任した会計監査人であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	
23	(株)キャドセンター 東京都文京区後楽2- 3-21	景観データ一式	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町 12-24	平成18年11月2日	3,738,000	随意 契約	操船シミュレータ装置を利用した教育訓練を行う際に必要不可欠な海域データ(景観データ・その他の海域データ等)のデータ一式が納入可能な業者は当該事業者のみであり、また機能面における優位性及びデータの更新面の容易性からも、前年度以前より納入実績があり、操船シミュレータ教育訓練において、データ再現性の評価が極めて高い当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(20年度から)		
24	(株)キャドセンター 東京都文京区後楽2- 3-21	景観データ一式	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町 12-24	平成18年11月2日	2,100,000	随意 契約	操船シミュレータ装置を利用した教育訓練を行う際に必要不可欠な海域データ(景観データ・その他の海域データ等)のデータ一式が納入可能な業者は当該事業者のみであり、また機能面における優位性及びデータの更新面の容易性からも、前年度以前より納入実績があり、操船シミュレータ教育訓練において、データ再現性の評価が極めて高い当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(20年度から)		
25	(株)キャドセンター 東京都文京区後楽2- 3-21	景観データ一式	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町 12-24	平成18年11月2日	2,168,250	随意 契約	操船シミュレータ装置を利用した教育訓練を行う際に必要不可欠な海域データ(景観データ・その他の海域データ等)のデータ一式が納入可能な業者は当該事業者のみであり、また機能面における優位性及びデータの更新面の容易性からも、前年度以前より納入実績があり、操船シミュレータ教育訓練において、データ再現性の評価が極めて高い当該事業者が最も適当であるため(会計規程第38条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(20年度から)		
26	静岡県官報販売所 静岡市葵区追手町10- 121	官報公告掲載	独立行政法人海技教育 機構 理事長 静岡県静岡市清水区折 戸3-18-1	平成18年9月12日	2,308,770	随意 契約	官報掲載のため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	6	
27	今治市 愛媛県今治市別宮町 1-4-1	H18年度土地賃借料(波 方)	独立行政法人海技教育 機構 理事長 静岡県静岡市清水区折 戸3-18-1	平成18年4月3日	1,563,000	随意 契約	契約の相手方が地方公共団体であるため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	4	
28	中部電力(株) 名古屋市中区東新町1 番地	電気料金(清水校)	国立清水海上技術短期 大学校長 静岡県静岡市清水区折 戸3-18-1	平成18年4月1日	3,807,228	随意 契約	電気を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
29	四国電力(株) 高松市丸之内2-5	電気料金(波方校)	国立波方海上技術短期 大学校長 愛媛県今治市波方町波 方甲1634-1	平成18年4月1日	2,305,665	随意 契約	電気を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
30	北海道電力(株)小樽 支 小樽市富岡1丁目9-1	電気料金(小樽校)	国立小樽海上技術学校 長 小樽市桜3-21-1	平成18年4月1日	2,341,812	随意 契約	電気を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
31	東北電力(株)宮古営 業 宮古市築地2-2-33	電気料金(宮古校)	国立宮古海上技術学校 長 岩手県宮古市磯鶏2-5 -10	平成18年4月1日	2,284,162	随意 契約	電気を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
32	東京電力(株) 東京都千代田区内幸 町1-1-3	電気料金(館山校)	国立館山海上技術学校 長 千葉県館山市大賀無番 地	平成18年4月1日	3,994,577	随意 契約	電気を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
33	九州電力(株)唐津営 業所 唐津市新興町2951-1	電気料金(唐津校)	国立唐津海上技術学校 長 佐賀県唐津市東大島町 13-5	平成18年4月1日	1,635,786	随意 契約	電気を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
34	九州電力(株)島原営 業所 島原市城内1丁目 1207-1	電気料金(口之津校)	国立口之津海上技術学 校校長 長崎県南島原市口之津 町丁5782	平成18年4月1日	1,897,357	随意 契約	電気を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
35	静岡市水道事業下水 道 静岡市葵区追手町5番 1号	水道料金(清水校)	国立清水海上技術短期 大学校長 静岡県静岡市清水区折 戸3-18-1	平成18年4月1日	2,334,149	随意 契約	水道を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
36	小樽市水道局 小樽市花園2-12-1	水道料金(小樽校)	国立小樽海上技術学校 長 小樽市桜3-21-1	平成18年4月1日	2,675,553	随意 契約	水道を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
37	三芳水道企業団 千葉県館山市北条 1145-1	水道料金(館山校)	国立館山海上技術学校 長 千葉県館山市大賀無番 地	平成18年4月1日	1,867,494	随意 契約	水道を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
38	唐津市 佐賀県唐津市西城内 1-1	水道料金(唐津校)	国立唐津海上技術学校 長 佐賀県唐津市東大島町 13-5	平成18年4月1日	1,045,060	随意 契約	水道を供給することが可能な業者がーのため(会計規程第38条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

39	南島原市 収入役 長崎県南島原市口之津町丙4252番地	水道料金（口之津校）	国立口之津海上技術学校長 長崎県南島原市口之津町丁5782	平成18年4月1日	4,264,520	随意契約	水道を供給することが可能な業者が一のため（会計規程第38条第1項第1号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
40	関西電力 大阪市北区中之島3-6-16	電気料金	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12-24	平成18年5月17日	17,864,079	随意契約	電気を供給することが可能な業者が一のため（会計規程第38条第1項第1号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
41	中国電力 広島県中区小町4-33	電気料金	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12-24	平成18年4月1日	2,008,244	随意契約	電気を供給することが可能な業者が一のため（会計規程第38条第1項第1号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
42	KDDI 東京都新宿区西新宿2-3-2	専用線料金	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12-24	平成18年4月1日	2,611,980	随意契約	専用線利用可能な業者が一のため（会計規程第38条第1項第1号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
43	芦屋市 兵庫県芦屋市精道町7番6号	水道料金	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12-24	平成18年4月1日	6,693,201	随意契約	水道を供給することが可能な業者が一のため（会計規程第38条第1項第1号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
44	西日本電信電兵庫支店 兵庫県神戸市中央区海岸通11番	電話料金	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12-26	平成18年4月1日	2,436,900	随意契約	電話利用可能な業者が一のため（会計規程第38条第1項第1号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
45	大阪中央郵便局 大阪府大阪市北区梅田3-2-4	後納郵便	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12-27	平成18年4月1日	1,134,775	随意契約	後納郵便利用可能な業者が一のため（会計規程第38条第1項第1号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
合計					134,007,019	0					

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。）のうち、「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」以外の者（その他の公益法人、民間法人等）との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確実に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分（1～12）の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札しても落札者がいない場合「16」
 ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
 ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
 ・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「20」